「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- ○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。
- 特別利子補給制度は、令和4年9月30日(金)のお借入申込受付分をもちまして、取扱いが終了となりました。

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付			特別利子補給制度	
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 小規模企業者 中小企業者 個人 要件無し 売上高▲20%以上 法人 売上高▲15%以上 売上高▲20%以上 (※1)小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (*)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月等に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高(最近1ヵ月を含む。)と前3年のいずれかの年の同期等との比較も可能。	ご利用 いただける方
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要 とする設備資金および長期運転資金		_	-
融資限度額	別枠 6億円		左記の融資限度額のうち、3億円以下の部分	補給限度額
ご返済期間 <据置期間>	設備資金:20年以内 <うち 5年以内> 運転資金:20年以内 <うち 5年以内>		当初3年間	補給期間
利率(年) (注)	4億円以下	当初3年間 : 基準利率 - 0.9% 3年経過後: 基準利率	左記の3億円以下の部分にかかる 「基準利率-0.9%」の利子(支払利息)(※) (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当	補給率(注)
担保	4 億円超 基準利率 無担保		額を中小企業基盤整備機構から補給	
実施機関	日本政策金融公庫(中小企業事業)		中小企業基盤整備機構	

(注) 令和4年8月1日時点での適用例 (運転資金7,000万円・5年返済の場合)

【4億円以下の部分】当初3年間:0.16%、3年経過後:1.06%



「実質無利子化」に関するQ&A (令和4年10月3日現在)

(新たに追加したものは黄色で表示しています。)

- Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、 概要を教えてください。
- A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、4億円を限度 (ただし、特別利子補給制度については3億円を限度) として、災害発生時の融資制度に適用される利率から 0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、<u>低減した利率の利息</u> <u>部分について</u>、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する、利子補給の制度(特別利子補給制度)(注)を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

なお、特別利子補給制度は、令和4年9月30日(金)のお借入申込受付分を もちまして、取扱いが終了となります。

(注)新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に 該当する方が対象となります。

	小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)	
個人	要件なし(※2)		
法人	売上高▲15%以上(※2)	一 売上高▲20%以上(※2) 	

- (※1)小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)5名以下の企業」、 それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいい ます。
 - (*) 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」
- (※2)売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月間に加え、その後の2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高(最近1ヵ月を含む。)と前4年のいずれかの年の同期等との比較も可能です。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、貸付契約時にお渡しする資料または中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。

なお、特別利子補給制度に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】0570-060515

【受付時間】平日 9 時 00 分~17 時 00 分

参考:経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」